

第 8 次厚沢部町教育推進中期計画

(令和5年度～令和9年度)

～みんながいきいき暮らすまち～



▲少年少女体験塾「親子体験フェスタ in あっさぶ川」

厚沢部町教育委員会

は じ め に

第7次厚沢部町教育推進中期計画の策定は、私が就任半年後の平成30年(2018)4月でしたが、それから2年もたたずに新型コロナウイルスの世界的感染拡大によって、あらゆる分野が深刻な影響を受けることになるとは予想だにしませんでした。

時を同じく、平成30年(2018)4月には新幼稚園教育要領が施行され、新学習指導要領が小学校で2020年度、中学校は2021年度から全面実施、高等学校では2022年度の入学生から年次進行で実施されました。そして、2018年に79の国や地域約60万人の15歳を対象に調査が実施された【PISA2018】(2019年12月3日公表)の結果において、生徒の授業中のデジタル機器の利用時間やコンピューターを使って宿題をする頻度で日本は加盟国中最下位だったことが、その後の日本教育に大きな影響を与えています。

PISA2018の結果公表を受け、2019年12月19日に萩生田光一前文部科学大臣から伝えられたメッセージには、『Society 5.0時代に生きる子供たちにとって、あらゆる場所でICTの活用が日常のものとなっている社会を生き抜く力を育み、可能性を広げる場所である学校が、時代に取り残され、世界からも遅れたままではいられません。』という強い意思が示され、財政上こじかないタイミングで『令和元年度補正予算案に、児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するための経費が盛り込まれ』ました。そして、『この機を絶対に逃すことなく、学校・教育委員会のみならず、各自治体の首長、調達・財政・情報担当部局など関係者が一丸となって、子供たち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境の実現に取り組んで頂き』たいと、「GIGAスクール構想」が嘗てないスピードで動き始めました。

しかし、新型コロナウイルス感染者が2019年12月初旬に中国武漢で報告されてから僅か数カ月で世界的流行となり、2020年1月に日本最初の感染者が確認された後、5月には46都道府県合計16,851人の感染者と891人の死亡者が確認され、現在に至っています。

「艱難汝を玉にす」

一人一人が豊かに安心して暮らし、持続的な成長・発展を可能にする「自立と共生」のまちづくりのためには、どんな厳しい状況下でも、町固有の素晴らしい歴史や文化、産業、そして、情熱あふれる厚沢部町民という無二の財産を生かすべく、まちづくりの担い手となる人材の育成を目指さなければなりません。

このたび、第8次厚沢部町教育推進中期計画の策定にあたられました委員の皆様、並びに関係の皆様の努力と情熱に心より感謝を申し上げます。

私たちは今後これを指針として、わが町の子供たちに輝く素晴らしい義務教育9年間を提供するべく、そして生きがいを持てる充実した100年を保障できる生涯学習環境の構築に向け、関係機関や地域の皆様と連携した教育行政の推進に全力を尽くしてまいり所存ですので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和5年3月

厚沢部町教育委員会教育長 鈴木 聡

目 次

第1章 厚沢部町教育推進中期計画策定の基本的な考え方

第1節 計画策定の意義	1
第2節 計画策定の基本的な考え方	1
第3節 計画の性格	2
第4節 計画の呼称	2
第5節 計画の期間	2
第6節 計画の構成	2
第7節 計画策定のテーマと教育推進計画の関連図	3

第2章 厚沢部町民憲章と教育目標

第1節 厚沢部町民憲章	5
第2節 厚沢部町教育目標	7

第3章 厚沢部町教育推進計画

第4章 学校教育推進計画

第1節 策定の基本方針	11
第2節 学校教育をめぐる状況	11
第3節 推進事項を設定するための留意点	12
第4節 重点目標と重点推進事項	12

第5章 学校教育の現状と課題及び具体的な推進事項

1 教育内容の充実	14
2 特色ある教育の推進	16
3 学校の施設・設備の整備充実	18
4 地域との連携強化	20
5 いじめ・不登校対策の充実と推進	22

第6章 社会教育推進計画

第1節 策定の基本方針	25
第2節 社会教育をめぐる状況	25
第3節 推進事項を設定するための留意点	25
第4節 重点目標と重点推進事項	26

第7章 社会教育の現状と課題及び具体的な推進事項

1 青少年の育成	28
2 生涯学習の推進	30
3 芸術文化の振興	32
4 スポーツの振興	34
5 文化財の保存整備・活用	36

参考資料

◎ 第8次厚沢部町教育推進中期計画の策定について(諮問)	39
◎ 第8次厚沢部町教育推進中期計画策定委員会設置要綱	40
◎ 第8次厚沢部町教育推進中期計画策定委員会組織図	41
◎ 第8次厚沢部町教育推進中期計画策定委員会委員名簿及び事務局	42
◎ 第8次厚沢部町教育推進中期計画の策定及び審議経過	43
◎ 第8次厚沢部町教育推進中期計画の策定について(答申)	44

第 1 章

厚沢部町教育推進中期計画策定の基本的な考え方

第1章 厚沢部町教育推進中期計画策定の基本的な考え方

第1節 計画策定の意義

厚沢部町では、令和3年度から令和12年度までの10年間にわたる第6次厚沢部町総合計画が策定され、『好きな』まちに『て』を加え『素敵な』まちに」をテーマに、町民皆が主役となってまちづくりに参画し、行政や関係機関とともに、今よりも発展・魅力的な町とするために考動することを「手を加える」と表現し、「いつまでも住み続けたい町」になるよう安全で安心して暮らせる町づくりを目指しています。

まちづくりを推進する3つの基本方針として「当町に住む人同士の学びと交流の促進」、「当町と他地域や世界との交流と経済の発展」、「将来の町を築くための人の成長と環境の保護」を掲げ、これらの結集により町民と行政が一体となってまちづくりを推進していくこととしています。

まちづくりの方向性の一つである「町の貴重な資源である人づくりの充実」では、①学校教育の充実、②青少年の健全育成、③豊かな学習環境づくり、④スポーツ振興、⑤歴史と自然を活かしたまちづくり、⑥生涯学習の推進を柱に学校教育環境と青少年の育成環境の充実、生涯学習、生涯スポーツ、芸術文化活動の充実等の推進が求められています。

当町の過去に遡ると昭和58年度に始まった第1次社会教育中期計画以来、平成10年度の第3次からは教育中期計画として学校教育を加え総合的な教育推進計画を第7次（平成30～令和4年度）まで進め、創意と活力に満ちた人材の育成に努めてきたところです。

今般、これまでの計画と推進状況を振り返り、推進計画の改善と充実を図ることにしました。

この計画は、教育基本法及び学習指導要領を視野に学校・家庭・地域が一体となる緊密な連携のもと、町民が主役となって進めるまちづくりと社会の変化に主体的に向き合い、果敢に挑戦し続けられる人材の育成を目指すものです。

第2節 計画策定の基本的な考え方

- (1) 生涯学習の観点に立ち、学校教育、社会教育の有機的連携を図って策定します。
- (2) 厚沢部町の現状を踏まえ変化する社会に対応できるよう中期的展望に立って策定します。
- (3) 地域の実態を考慮し、今後の見通しを踏まえて策定します。
- (4) 課題解決の緊急性や重要性を考慮して策定します。
- (5) 町勢や社会の動き、教育情勢を見据えて策定します。

第3節 計画の性格

この計画は、厚沢部町教育目標の具現化を図る施策の基本となるものです。第6次厚沢部町総合計画を踏まえ、町民の生涯にわたる学習や活動を奨励・援助し、条件を整備するために教育行政の役割を的確に認識しながら、関係機関・各団体と密接に連携・協力して推進するものです。

また、今後、実践する中で反省・検証・評価を加え、PDCAサイクルを踏まえた計画とします。

第4節 計画の呼称

本計画は、「第8次厚沢部町教育推進中期計画」と呼びます。

第5節 計画の期間

本計画は、令和5年度から令和9年度までの5か年計画とします。

第6節 計画の構成

第1章 『厚沢部町教育推進中期計画策定の基本的な考え方』

計画策定の意義、基本的考え方、性格、期間、構成などを示しています。

第2章 『厚沢部町民憲章と教育目標』

町民憲章、教育目標を示したものです。

第3章 『厚沢部町教育推進計画』

計画策定にあたっての推進事項を示しています。

第4章 『学校教育推進計画』

計画策定にあたって、策定の基本方針、学校教育をめぐる状況、推進事項を設定するための留意点、重点目標や重点推進事項を示しています。

第5章 『学校教育の現状と課題及び具体的な推進事項』

学校教育の領域・分野ごとの現状と課題を明らかにし、具体的な推進事項を示しています。

第6章 『社会教育推進計画』

計画策定にあたって、策定の基本方針、社会教育をめぐる状況、推進事項を設定するための留意点、重点目標や重点推進事項を示しています。

第7章 『社会教育の現状と課題及び具体的な推進事項』

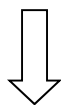
社会教育の領域・分野ごとの現状と課題を明らかにし、具体的な推進事項を示しています。

第7節 計画策定のテーマと教育推進計画の関連図

計画策定にあたって、テーマを設定し、計画の構造を明らかにします。

テーマ

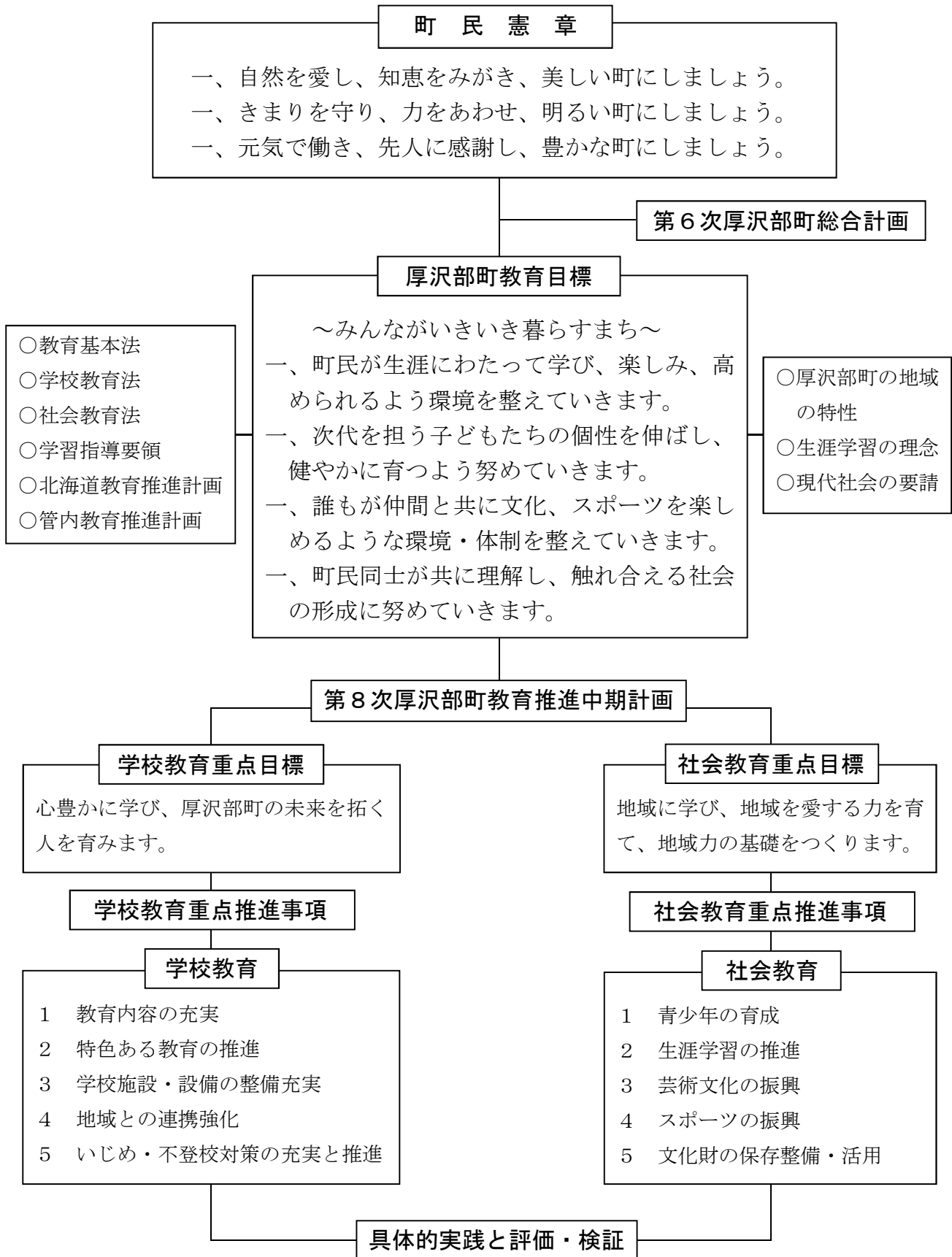
学校・家庭・地域の連携と協力のもと緊密に学社融和をはかり、心豊かで安心な、活力あふれる生涯学習の町を目指します。



計画の重点

- 1 社会の変化に主体的に対応する生涯学習の推進
- 2 学習意欲の喚起と高揚、関連施設の整備と充実
- 3 開かれた学校づくりの推進
- 4 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな身体の育成
- 5 安全・安心な教育環境の整備と充実
- 6 学社の緊密な融和の推進

教育推進計画の関連図



第 2 章

厚沢部町民憲章と教育目標

第2章 厚沢部町民憲章と教育目標

第1節 厚沢部町民憲章

厚沢部町民憲章

昭和51年



8月28日制定

私たちは、緑ゆたかなあすなろの山と鮎おどる厚沢部川の清流にはぐくまれた田園の町、厚沢部の町民です。

いよいよ開拓精神の火を燃やし、町民としての誇りと責任をもち、生きがいのある住みよい町づくりに努めます。

一、自然を愛し、知恵をみがき、美しい町にしましょう。

「自然を愛し」とは、山や川、草や木、花や鳥、郷土の自然に愛情をもちその美しさを保護し、また積極的に自然と調和する生活をすることであり、ひいては人を愛することにもつながる。

「知恵をみがき」とは、頭と心の働きをつねによりよくしていくことであり、教養を高めることである。学校教育、社会教育の向上をはかることであり、より高い文化を創造することである。

「美しい町」とは、自然も人の心も美しい町を意味する。

即ち、山紫水明、人情のこまやかな、文化のかおり高い町である。

愛と知恵によって美しい町づくりをめざすのである。

一、きまりを守り、力をあわせ、明るい町にしましょう。

「きまりを守り」とは、社会生活に必要なきまりを守ることであり、道徳を守ることでもある。「力をあわせ」とは、協力であり、心をあわせることである。お互いに理解しあい信じあわなければ、真に力をあわせることはできない。

即ち、信じあい、心をあわせ、みんなの力をより(縊)あわせることである。

「明るい町」とは、すべての人が明朗な心で、平和な生活をおくることができる町を意味する。規律と協力によって明るい町づくりをめざすのである。

一、元気で働き、先人に感謝し、豊かな町にしましょう。

「元気で働き」とは、健康なからだをつくり、勤労を尊び、生産を高めることである。

「先人に感謝し」とは、父母、祖父母、昔の人の苦労と努力に対して感謝することであり、これは、歴史を見つめ、生命の流れの中の自己の生を自覚し、生きることの尊さを知ることでもある。

過去に働いた人への感謝は老人へのいたわりとなる。そして先人への感謝は、未来へ向かって、今の仕事を発展させようとする決意となる。

「豊かな町」とは、生産をあげ、経済的に豊かな発展する町であると共に、感謝する心を裏打ちにした精神的にも豊かな町をいうのである。

勤労と感謝によって、豊かな町づくりをめざすのである。

第2節 厚沢部町教育目標

新型コロナウイルス感染症の拡大により急激に変化する時代の転換期において、家庭、学校、地域の連携・協働が一層求められる今日、『好きな』まち『て』を加え『素敵な』まちに」をテーマに、第6次厚沢部町総合計画に相応しいまちづくりを進めているところです。

第8次教育推進中期計画では、町民憲章の精神を受け、町民の一人一人がそれぞれの人生の経験を生かし、個性を発揮し、生き生きと輝いて暮らすまちをめざしていきます。

総括目標

「みんながいいきき暮らすまち」

基本目標

一、町民が生涯にわたって学び、楽しみ、高められるよう環境を整えていきます。

町民一人一人が生涯にわたって学び、楽しみ、仲間と高められるように、町民の多様なニーズに即した学習機会の提供、生涯学習施設・環境の整備、指導者の育成、推進体制づくりに努め、みんなが生き生きと輝くまちづくりを進めていきます。

一、次代を担う子どもたちの個性を伸ばし、健やかに育つよう努めていきます。

子どもたちがその個性を十分に発揮し、健やかに成長していけるように、家庭教育の充実、自然体験や高齢者とのふれあい、情報活用能力の育成、国際交流や自然・郷土学習の推進、施設環境の整備等を進め、家庭、学校、地域が一体となって次代を担う子供の教育・育成に努めていきます。

一、誰もが仲間と共に文化、スポーツを楽しめるよう環境・体制を整えていきます。

気軽に文化・芸術やスポーツが楽しめるような環境整備、文化・スポーツ活動の充実、指導者・リーダーの育成、確保に努めていきます。

一、町民同士が共に理解し、触れ合える社会の形成に努めていきます。

女性が生き生きと活躍できるよう、育児・介護を支援する体制整備、能力を開発・活用する機会の提供、まちづくりへの女性の参画を図り、活力ある社会の形成に努めていきます。都市との交流や国際交流を通じて、町民の視野や活動を広げるとともに、地域において町民同士のふれあい、共に活動する潤いのあるコミュニティづくりに努めていきます。

第 3 章

厚沢部町教育推進計画

第3章 厚沢部町教育推進計画

ふるさと厚沢部町には、厳しい自然条件の中でたくましく生き抜き、豊かな自然を生かす技や知恵を受け継いだ人々が繋いできた生活や文化が脈々と息づいています。そして、この誇り高い伝統は次代を担う子供たちに引き継がなくてはなりません。

まちづくりは、住んでいる地域をよく知ることから始まります。多くの先人たちが切り拓き守ってきた地域を知り、学ぶことで、地域の潜在力を引き出し、地域に住む人々の創意と工夫、英知を結集して、豊かなまちづくりを進めていきます。

また、地域への愛着や誇りを醸成するため、小中学校における身近な地域の自然・歴史・産業・文化・人を生かした特色ある教育活動の推進と充実を図ります。

少子・高齢化が進行するなかで、『好きな』まちに『て』を加え『素敵な』まちに」をまちづくりのテーマとしている厚沢部町にあって、まちづくりの方向性の一つである「町の貴重な資源である人づくりの充実」は教育が担っている役割の一つです。

子供たちが、ふるさと厚沢部に根ざした豊かな人間性を身につけ、急激に変化する時代を自らの力で切り拓き、たくましく生き抜く力を育成するため、確かな学力の定着と質の高い教育活動の実現など、学校教育の一層の充実を図ります。

また、思いやりのある豊かな心を持った子どもを育むため、家庭、学校、地域が一体となった協働活動を推進するとともに、諸活動の一層の充実を図ります。

社会教育においては、生涯を通じて、心身ともに健康で豊かな生活を送るためにも、生涯学習の環境整備や様々な活動の推進と充実が大切になってきます。

町の豊かな自然環境をフィールドとした、自然体験活動を積極的に取り入れ、特色のある諸活動を推進します。

町民誰もが学び、そして自らを高め、読書の楽しみを味わうために、図書館機能の充実を図ります。

町民の芸術文化活動の充実と発展を図るため、優れた芸術の鑑賞や文化講演会等の機会の提供、地域に伝わる様々な伝統文化の保存と伝統芸能の継承に努めます。

スポーツ振興では、スポーツ諸施設の一層の利用促進を図り、どこでも誰でもスポーツに親しむことができるような環境の整備と、スポーツ指導者の育成と技能向上を図ります。

館城跡の保存整備をはじめ、各種の歴史的文化財の資料収集や整備を図り、文化財の保存・充実に努めます。

第4章

学校教育推進計画

第4章 学校教育推進計画

第1節 策定の基本方針

町民憲章の精神並びに厚沢部町の教育目標、北海道や檜山の教育推進の重点をくみとるとともに、第7次中期計画の推進状況を振り返りながら重点目標の『こころ豊かに学び、厚沢部町の未来を拓く人を育みます。』を継続して掲げることとする。

また、各領域・分野の内容は、それぞれの現状と課題を分析の上、課題解決のための「推進目標」と、それを達成するための「具体的な方策」を各学校の状況等を踏まえて策定する。

第2節 学校教育をめぐる状況

(1) 人口減少と少子高齢化の進展

日本の人口は、平成20年をピークとして減少傾向にあり、その内訳を見ると年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15歳から64歳まで）がともに減少傾向である一方、高齢者人口（65歳以上）は増加を続け、少子高齢化の進行が顕著です。

当町においても、国勢調査の数値で昭和35年の10,651人であり、年齢別で高齢者人口は471人、年少人口は4,166人でありましたが、その年をピークに人口減少が続き、令和12年には国立社会保障・人口研究所の推計で2,822人となり、年齢別で高齢者人口は1,305人、年少人口は294人へと減少し、町の人口の半数は高齢者となると見込まれています。

こうした課題を克服し、家庭や地域の教育力の向上と、地域への愛情や誇りを持った将来の地域を支える人材の育成を担う教育の役割が、一層重要となっています。

(2) 超スマート社会（Society 5.0）の到来とグローバル化

コンピューターやインターネットの進化や広がりにより情報通信技術が格段に進歩を遂げ、日常生活や企業活動内などあらゆる場面で欠かせないものとなり、その活用が社会的な基盤をなしています。さらにIoTやビッグデータ、AI等の技術革新により私たちの社会や生活を大きく変えていく人類史上5番目の超スマート社会（Society5.0）の到来が予想されています。

こうした中、子供たちにはICTを自由自在に活用する力を身に付けさせるとともに、有害情報の氾濫等の問題を回避するため、インターネットに関する正しい知識やモラルを学んでいく必要があります。

また、グローバル化が加速していく中で、様々な分野で国際的な競争が激化し、製造業の分野では、海外進出や国内事業所の再編、統合が進む事態となっています。こうした社会情勢において、積極的にチャレンジする姿勢や異なる文化への涵養を身に付け、地球規模の課題に対して柔軟に対応できる人材の育成が求められています。

(3) 学校・家庭・地域のつながり

核家族化や少子化の進展、個人の価値観やライフスタイルの多様化等により、地域社会のつながりが希薄化し、子育てに関しても悩みや不安を地域の身近な人々から学ぶ機会が減少し、子育てに不安を抱える保護者が増加するなど、子供たちを取り巻く家庭・地域の教育力の低下

が指摘されています。

また、過疎化や高齢化の進行に伴い、子供たちの成長を支えていく各種組織や団体の担い手が不足したり活動が縮小・停滞したりすることが懸念されており、地域コミュニティとしての機能維持とともに、高齢者や子供たちを地域全体で支えていくことのできる体制の整備が求められています。

(4) 望ましい教育環境の整備

当町でも、平成 30 年度の中学校統合及び小学校の小規模化の進行など、教育環境が大きく変化しようとしています。今後も予想される児童生徒数の減少は、学校教育に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。学校は、教科の学習や学校行事等を通じて物事を習得するだけでなく、子供同士が切磋琢磨し、豊かな人間関係を築き、社会性を身に付ける場でもあります。

また、いろいろな形態による効果的な学習を行ったり、集団の相互作用による思考力の育成を図ったりするためにも、その活動に応じて適切な規模の集団を組織し、多様な教育活動を展開していく必要があります。

当町の 3 校の小学校及び中学校の校舎は、それぞれがほぼ築 40 年以上となり、学校が小規模化していく中で、当町の学校教育の将来を考えると、子供たちが、等しくよりよい条件で学び合うことができる環境を整えることが、今後の重要な課題であると考えます。

第 3 節 推進事項を設定するための留意点

学校教育は、それぞれの学校の教育目標を達成するために、現状と課題を把握し、課題解決のための具体的な方策を明確に位置付けることで始動します。その目標と推進事項を明らかにするためにも、学校や地域の状況を把握し、抱える諸課題について整理することが必要となります。

また、今日的な教育課題についても、教育計画に位置付けた具体的な取組を計画し、解決のための組織的な活動を推進していくことが大切です。

第 4 節 重点目標と重点推進事項

学校教育重点目標

『こころ豊かに学び、厚沢部町の未来を拓く人を育みます。』

学校教育重点推進事項

- 1 「厚沢部町小中一貫教育モデル」を確立し、新しい教育環境整備に向けた具体的な協議を進める。
- 2 「主体的・対話的で深い学び」の実践により、新しい時代に必要な資質・能力の醸成を図る。
- 3 いじめ・不登校・ヤングケアラー等の早期発見と迅速な対応により、子供たちが安心して学校生活を送ることができる体制を整備する。
- 4 一人ひとりの教育的ニーズに応じた、高い専門性に基づく特別支援教育を推進する。
- 5 コミュニティ・スクールの強化により、地域の教育力を生かした学校づくりを推進する。

第5章

学校教育の現状と課題及び具体的な推進事項

1 教育内容の充実

現 状 と 課 題	子供たちの知・徳・体を一体で育む令和の日本型学校教育構築に向けた教育内容の充実が求められ、町内各学校では学びの姿として「個別最適な学び」「協働的な学び」が推進されています。 また、教職員には、環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続けていること、子供一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たしていることが求められています。 今後、各学校段階における目指す姿の実現に向け、教育内容の更なる充実を目指し、「確かな学力の育成」「特別支援教育の充実」「外国語コミュニケーション能力の向上」「学校における働き方改革」「教職員の資質能力の向上」を推進していくことが大切です。
-----------------------	---

義務教育9年間を通じて目指す姿を実現させるための教育内容の更なる充実

目標達成のための推進事項	具体的な方策
確かな学力の育成	各種データや調査をもとに教育課程を編成し、実施し、評価し、改善を図るPDCAサイクルを推進し、義務教育9年間を通じたカリキュラム・マネジメントを確立します。
	基礎的・基本的な知識及び技能や学習の基盤となる資質・能力等の確実な育成を行い、一人一人の興味・関心等に応じた学びを提供します。
	「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的にした「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業の充実と改善に努めます。
	STEAM教育を推進し、各教科・領域固有の知識や考え方を統合的に活用することを通じた問題解決力を育む学習を推進します。
特別支援教育の充実	義務教育9年間を通じた、特別な支援を要する児童生徒に応じた指導内容や指導方法の工夫・改善を組織的・計画的に行います。
	教育局や特別支援学校等、関係機関との連携・協力のもと、特別支援教育に係る研修を計画的に実施します。
	特別支援教育連絡協議会を中心とした家庭・地域・関係機関との連携による個別の教育支援計画の活用を推進します。

目標達成のための推進事項	具体的な方策
外国語コミュニケーション能力の向上	デジタルコンテンツの効果的活用と指導、外国語指導助手（ＡＬＴ）による学校訪問を積極的に行います。
	ＡＬＴによる外国語コミュニケーション体験学習を推進し、５つの領域（聞くこと、読むこと、話すこと〔やり取り〕、話すこと〔発表〕、書くこと）の能力を高め、実効性ある学習活動を推進します。
	小中学校教員の連携による教育課程を改善や系統的な指導を行います。
学校における働き方改革	教材研究・指導準備・評価等への積極的なＩＣＴ活用により、効果的な教育活動を推進します。
	子供と向き合う時間を確保し、個々の教員が持っている力を発揮できる環境を整えます。
	小中学校間で働き方改革に関する好事例を紹介し合うなどの研修機会を設定し、授業準備や成績処理等に係る改善を図り、効果的な教育活動を推進します。
教職員の資質能力の向上	教育者としての責任感や使命感を強く持ち、職務上の義務を果たし子供や保護者等の期待に応える教育活動を促進します。
	教科等や教職に関する自らの専門的知識・技能を高め、ねらいを達成できる子供の考えを生かした意図的・計画的な授業を展開します。
	教育研究会や学校保健会、ＩＣＴ教育推進委員会、へき地・複式教育研究連盟等の研修活動の充実を図り、学び続ける教職員の育成促進に努めます。



ＡＬＴによるアメリカ・テキサス州との遠隔授業



小中学校教員による授業交流会

2 特色ある教育の推進

現状と課題

教育目標である「みんながいきいきと暮らすまち」には、次世代を担う子供たちの個性を伸ばし、誰もが仲間と共に健康に過ごし、生涯にわたって学び、楽しみ、高め合える町づくりを目指したいという思いが込められています。この思いを実現すべく「心豊かに学び、厚沢部町の未来を拓く人を育む」ために「特色ある教育」を推進しています。先行き不透明な社会の中で、学校は多種多様な変化に適切に対応していかなければなりません。そのためには、義務教育9年間を通した系統的・計画的な一貫教育の実現と、外部人材の活用により多様性と柔軟性を備えた教育活動の推進が有効です。具体的には、厚沢部町の歴史・伝統文化や様々な産業に触れる機会の拡充と、ふるさとの豊かな自然環境や人材を生かした体験学習及び環境学習、ボランティア活動など、体験的で生涯にわたって、学びを続けようとする意欲を培う学習活動を教育課程に位置づけ、異校種間の連携・接続のもとに知・徳・体の調和のとれた学びの推進に努めます。

厚沢部町の未来を拓く人を育む学習活動

目標達成のための推進事項	具体的な方策
次代を担う子供を地域とともに育む体制の確立	目指す子供像を明確にし、育成すべき資質・能力を地域と共有します。
	学校と保護者・地域住民の協議（熟議）により、地域とともに歩む学校教育の実現を図ります。
地域の特色を生かす社会に開かれた教育課程の編成と実施	9年間の小中一貫教育の実現に向けた柔軟で効果的な教育課程の編成に努めます。
	創意工夫のある主体的・対話的で深い学びの実現に向けた教育活動を推進します。
	道徳教育や様々な体験活動等、豊かな心や人間性の涵養を目指した教育を推進します。
	学校と地域が連携・協働する特色ある教育活動を推進します。

目標達成のための推進事項	具体的な方策
実効性のあるカリキュラム・マネジメントの充実	柔軟で幅広い教科等横断的な視点を持ち、教育目標達成に向けた教育内容の精選と系統的な配置に努めます。
	教育課程の効果的P D C Aサイクルの確立に努めます。
	学校評価の分析・検証をもとにした学校運営協議会での熟議を経て、その成果と課題を教育課程の改善・充実に生かします。
	教育活動に必要な地域の人的・物的資源等を効果的に活用することで実感ある学びを推進します。
学校保健での健康の保持増進	新体力テストの結果や健康状態の把握による、改善に向けた啓発活動を促進します。
	栄養教諭による指導充実により、正しい知識と食習慣を身に付け、望ましい生活習慣の育成を推進します。
	学校保健会を中心とした研修を通し、児童生徒が自ら考える健康安全指導を推進します。
感染症やがんなどの指導や性の多様性への理解、薬物乱用防止教育の推進	関係機関と連携した薬物乱用防止教室の開催と発達段階に応じた計画的な感染症、がん教育、性に関する指導を推進します。
	研修の推進を通して、教職員の課題意識を高めるとともに保護者への啓発活動の充実に努めます。
異校種間の連携・接続の推進	認定こども園と小学校の相互理解のもとに、「小1プロブレム」の解消やスムーズで効果的な接続と連携を推進します。
	小小及び小中連携の様々な方策により、「中1ギャップ」の未然防止に努めます。
	学習や生活のルール等の共通理解と学習履歴等の適切な引継ぎによる一貫した指導体制の構築に努めます。
	小中一貫教育基本方針を受け、さらなる具体的な推進に向けて取り組みます。



栄養教諭による食育指導



保健師によるがん教育



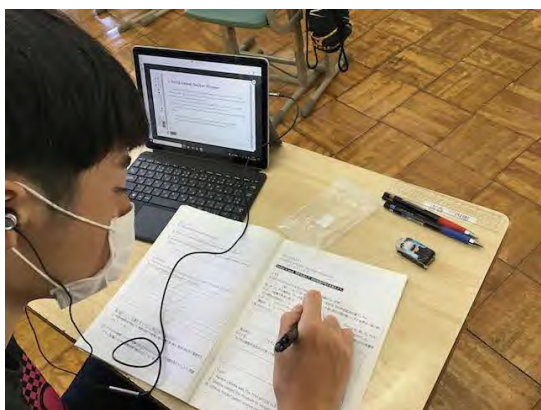
小学校合同体育交流会

3 学校の施設・設備の整備充実

現状と課題	信頼される学校づくり実現のためには、一貫した義務教育9年間による「生きる力」のしなやかで力強い質的向上を目指す必要があります。 そのためには、各キャリアステージに応じた指導力向上研修を充実・強化するなど、教職員の資質能力の向上を図るとともに、負担軽減を図り教職の魅力を高めるなど、効果的な「働き方改革」の推進に努める必要があります。 また、児童生徒への安全教育推進とともに、児童生徒を取り巻く環境の安全整備に努めなければなりません。 さらに、急速な技術革新や情報化の中で、情報活用能力の育成や「主体的・対話的で深い学び」を適切に実施するため、一層のICT環境整備が求められています。 しかし、多くの学校施設が建築から40年以上経過し、現在の児童生徒数の動向や校舎等の老朽化を踏まえ、快適な学習環境を実現し円滑な学校運営を可能にする学校設備を早急に整備充実していく必要があります。
-------	--

効果的で確かな安全教育と安心・安全な環境整備

目標達成のための推進事項	具体的な方策
教職員の資質能力の向上と働き方改革	キャリアステージに応じた自己研修を促進します。
	効果的な校内研修の充実・活性化と外部研修への参加を推進します。
	教育の質的向上を促し支える働き方改革を推進します。
「生きる力」を育む学校安全の推進	適切なカリキュラム・マネジメントによる系統的・体系的な安全教育を推進し、児童生徒を取り巻く安全環境を整えます。
	家庭・地域・関係機関と連携・協働した学校安全を維持推進します。
学習環境の整備充実による質の高い学校教育	タブレット端末を活用した効果的な授業実現による情報活用能力の育成やICT環境整備を推進します。
	社会の多様化に対応した、望ましい教育環境の実現と適切な管理及び計画的な整備を推進します。
	義務教育9年間における「学び」と「育ち」を保障する小中一貫教育を推進します。



一人一台端末・デジタル教科書の活用



小中一貫教育の推進（5年生中学校登校）



小学校合同修学旅行



総合体育館での部活動



町民プールでの水泳授業

4 地域との連携強化

現状と課題

令和2～4年度に全面実施された「学習指導要領」の理念に「社会に開かれた教育課程」の実現が求められています。子供たちは社会のつながりの中で学ぶことで、自分の力で人生や社会をよりよくできるのだという実感を持つことができ、このことが、変化の激しい社会において、困難を乗り越え未来に向けて進む希望や力になります。そのため、これからの学校には、社会と連携・協働した教育活動を充実させることがますます求められるのです。

当町では、子供たちの祭典や地域行事への参加意識が高く、保護者・地域住民の学校への協力体制も醸成されています。今後より一層の充実を目指し、義務教育9年間を見据えた系統性のある取組と学校運営協議会を中核とした連携・協働による推進が必要であります。

地域全体で子供たちの学びや成長を支える活動の推進

目標達成のための推進事項	具体的な方策
時代に即したキャリア教育の推進	職業体験や体験的学習を通じた自己確認・自己受容のもと、確かな自己実現力を育成します。
	一貫した義務教育9年間の系統的キャリア教育における、自分の成長足跡を振り返られるキャリア・パスポートのデジタル化を推進し、個別の効果的キャリア形成に努めます。
	「租税教室」や「子ども議会」等を通して、社会への主体的参画意欲や態度の育成に努めます。
ふるさと学習を中核とした体験的学習の充実	各種体験的活動やボランティア活動を積極的に進め、自己有用感や地域貢献意識を育てます。
	一貫した義務教育9年間を見据え、発達段階に応じたふるさと学習を推進し、郷土愛の醸成や地域社会の一員としての自覚と資質の育成に努めます。
	創造の翼事業の一環である厚沢部中学校道外修学旅行を、平和教育や異環境と郷土の比較による自らとふるさとを見つめ直す貴重な機会とすべく、今後も全面支援を継続します。

目標達成のための推進事項	具体的な方策
外部人材等を活用した教育支援活動	地域学習指導者としての外部人材を、各種関係機関や学校運営協議会等との連携・協力のもと、効果的な活用に取り組みます。
	特別支援教育支援員・学習指導員・教員業務支援員・スクールカウンセラー等、学校教育活動を支援する人材を効果的に活用します。
	家庭教育に重要な生活習慣・学習習慣の確立に向け、教育相談や啓発活動を通じて支援します。

自己実現力：自分がやりたいことを、自分で見つけ、実際にやっていく力

自己有用感：誰かの役に立っている、貢献している等、自分が有用であると思える感情



キャリア教育(信金職員)



小中学校子ども議会



創造の翼中学生研修派遣事業(九州方面)



厚沢部川を活用した地域学習(河川資源保護振興会)

5 いじめ・不登校対策の充実と推進

現 状 と 課 題	小・中学校の不登校児童生徒数は、増加の一途をたどっており、全国では90日以上欠席者が不登校児童生徒数の約55%を占めています（2020年度全国調査）。また、小中学校のいじめ認知件数と暴力行為の件数はコロナ禍の影響により減少しましたが、いじめの重大事態の件数は引き続き憂慮すべき状況となっています。 当町においても全国的傾向と同様に不登校や別室登校の児童生徒数が年々増加傾向にあり、90日以上欠席者も見られます。 いじめと認知される事例は現在ほぼ見られませんが、いじめはいつ、どこでも起きる可能性があり、緩むことのないしっかりとした体制の維持が重要です。 これらの問題に適切に対処するためには、問題行動の未然防止に向けた課題把握と生徒指導の充実が必要です。 また、現に不登校となっている児童生徒に対しては、自宅等でのICT活用等の多様な教育機会保障など、個別のケースに応じた段階的な支援策を継続していく必要があります。
-----------------------	---

未然防止のための積極的な生活指導と多様な教育機会保障

目標達成のための推進事項	具体的な方策
いじめ問題への対応	いじめの未然防止と早期発見・早期対応に努め、丁寧な児童生徒理解と相談による信頼関係の確立や協働的な生徒指導体制の充実を図ります。
	いじめ対応チームを組織して指導方針の共通理解と分担協力による迅速な対応を進めます。
	道徳教育の充実を通じた開発的・予防的生徒指導を行い、豊かな社会性を育む教育活動を進め、人権感覚とともに市民性意識と社会の形成者としての資質の育成を図ります。
不登校対策	暴力行為や体罰等を許さないことはもちろん、常に児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮を行い、児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくりを進めます。
	家庭や外部機関との連携による個々の児童生徒の状況に応じた組織的・計画的な支援をはじめとした効果的な支援を行います。
	不登校児童生徒の社会的自立を目指し、個々の児童生徒に応じた情報提供や個別の支援（ICT活用や教育課程編成の工夫）を行います。

目標達成のための推進事項	具体的な方策
多様なニーズへの対応	性的マイノリティの児童生徒が学校生活を送る上で必要な支援について、個別の事案に丁寧に応じ、児童生徒の心情等に十分配慮した対応を行います。
	障害のある子供が他の子供と平等に教育を受けられるように、個別の教育支援計画や個別の指導計画に対応した柔軟な教育課程編成及び教材配慮を行うなど、合理的配慮を提供します。
	問題を未然に防ぐ積極的・先行的及び即応的・解決的な生徒指導のもと、子供が自己指導能力を獲得し、自らの良さや可能性に気づき、引き出し伸ばす生徒指導を行います。
	生徒指導提要で示されている個別の課題（児童虐待、ヤングケアラー、不登校、インターネットに関わる課題、暴力行為、少年非行等）への実効的基本方針に基づいた迅速・適切な対応に努めます。

対処的生徒指導：問題行動等が起こったときに教職員が速やかに対応し、問題の収束と解決を図る生徒指導

予防的生徒指導：予想される問題行動等に対して、生徒が直面しないように回避する方法を事前に教える生徒指導

開発的生徒指導：生徒の良さを伸ばす生徒指導



性差講話（道徳授業）



ネットトラブル防止教室（警察職員）

第 6 章

社会教育推進計画

第6章 社会教育推進計画

第1節 策定の基本方針

町民憲章の精神並びに厚沢部町の教育目標を尊重し、北海道や檜山の教育推進の重点をくみとり、第7次中期計画の推進状況を振り返りながら重点目標の『地域に学び、地域を愛する力を育て、地域力の基礎をつくります。』を継続して掲げることとする。

各領域・分野の内容は、それぞれの現状と課題を分析の上、課題解決のための「推進目標」とそれを達成するための「具体的な方策」を関係機関、団体の状況を踏まえて策定する。

第2節 社会教育をめぐる状況

平成18年に改訂された教育基本法第3条に「生涯学習の理念」として「国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所で学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現」を目指すことが明記されて以降、そうした生涯学習活動の推進が関係機関に求められています。

北海道では平成27年2月に「第3次北海道生涯学習推進基本構想」が策定され、「社会で生きる力を身に付け、持続可能な潤いのあるふるさとづくりを進める社会」を目指す姿として掲げ、具体的な施策や事業を推進しています。

また、平成29年の社会教育法の改正により、「地域学校協働活動」が法的に位置づけられ、地域と学校が連携・協働し、社会総がかりでの教育の実現を目指し、学校を核とした地域づくりが求められています。

当町においても、町民一人一人が心身ともに健康で豊かな生活ができることはもちろんのこと、直面する諸課題に迅速に対応し、地域づくりにおける諸活動の推進が求められています。そのためにも、生涯学習の推進と充実を図ることが大切であり、これまでも町のスポーツ・文化協会に属する各団体は、それぞれの特徴を生かした活動を継続してきました。しかし、少子高齢化やライフスタイルの多様化により、会員数の減少や後継者の育成等、人材不足への課題が深刻化しています。

今後、自主的・主体的に地域活動や学習に積極的に取り組む人づくりを目指し、さらには学習の成果を地域活動につなげていくためには、諸活動への継続的な支援と学習環境の整備や拠点づくりの確保が一層重要となってきます。

第3節 推進事項を設定するための留意点

各領域におけるこれまでの現状と課題を整理し、課題解決のための推進目標を掲げ、目標を達成するための推進事項と具体的な取組を明確にしていくことが、生涯学習の厚沢部町を実現し、魅力ある確かな社会教育の推進につながります。

そのためにも、行政や関係機関・団体との連携と住民への支援体制を確立し、自主的で積極な活動を一層促進します。

第4節 重点目標と重点推進事項

社会教育重点目標

『地域に学び、地域を愛する力を育て、地域力の基礎をつくります。』

社会教育重点推進事項

- 1 コミュニティ・スクールとの連携により、地域人材を活用した協働活動を一体的に推進する。
- 2 歴史・文化財・自然を活用した地域の実態に即した生涯学習活動の充実を図る。
- 3 主体的な文化活動を促進するため、芸術文化に接する機会を確保するとともに、文化団体の育成と支援に努める。
- 4 健康の保持増進と体力づくりのためスポーツ振興を図るとともに、指導者の確保と育成支援に努める。
- 5 家庭・地域・学校・関係機関の連携・協力による家庭教育支援の充実を図る。

第7章

社会教育の現状と課題及び具体的な推進事項

1 青少年の育成

現 状 と 課 題	飛躍的な技術革新と急激な社会変化により先行きが不透明で予測困難な時代において、自ら考え的確な判断のもと、柔軟に対応していく青少年の健全育成が求められています。 当町では、青少年の健全育成を図るため、豊かな自然を活用した体験型活動や多世代交流といった各種事業を実施していますが、急激な人口減少や高齢化の中、次代を担う青少年を継続的に育て支える体制づくりが課題となっています。 青少年が地域社会の一員として自覚を持ち、その役割を果たしていくためには、より地域活動が身近なものとなり、地域全体で青少年の育成に関われるような事業展開や指導者の育成及び家庭教育の支援が求められます。
-----------------------	---

多様な学びを通して次代を生き抜く青少年の健全育成

目標達成のための推進事項	具体的な方策
多様な体験活動や交流学習の推進と充実	少年少女体験塾、親子地域交流事業、多世代参加型事業、自然体験活動、国際交流事業の充実を図ります。
	異文化体験・平和教育を柱とした創造の翼中学生国内研修派遣事業の継続と充実を図ります。
	ボランティア活動や地域活性化活動などの地域や人とながらる協働活動への参加と参加意識の向上を推進します。
青少年団体への支援充実と指導者の育成	青少年団体が地域で活躍できる機会の提供と地域における青少年活動への支援の充実に努めます。
	青少年育成活動を支える人材の確保と活躍できる体制づくりに努めます。
	地域と青少年を結ぶ青少年リーダーの育成と研修機会の確保に努めます。
地域ぐるみによる健全育成の推進と関係機関との連携	地域全体で子育てや家庭教育を支援していく意識の醸成と家庭教育の大切さを伝える機会の確保に努めます。
	青少年問題協議会や各地区校外生活指導協議会を通じて、地域の諸課題を共有し、見守り活動の充実や非行防止に努めます。
	子育て支援関係機関との情報共有や連携強化を図り、家庭や地域での課題把握と早期解決に向けた取組に参画します。



少年少女体験塾(陶芸教室)



親子体験フェスタ（カヌー体験、川釣り体験）



自然体験活動（木育イベント）



少年の主張



二十歳を祝う会

2 生涯学習の推進

現 状 と 課 題	地域社会において、様々な立場の人々が生涯学習を通して、知識や技能を習得し、それぞれの能力を発揮し、地域の課題解決や多様な地域活動に参画していくことが一層重要となっています。 当町ではこれまでも地域人材を活用した生涯学習活動を実施しておりますが、人口減少や高齢化等により、継続的な人材の確保が困難な状況となっています。今後、学校を核とした地域づくりを一層進めるためには、多様な住民ニーズに対応した事業展開と地域の実情に応じた体制づくりが急務となります。 図書館の利活用については、読みたい本に出会える図書館を目指して、蔵書整理を行っており、蔵書の選定は課題図書や話題の図書、利用者からのリクエストにより行っています。また、北海道立図書館などの相互貸借システムにより、町民が必要な図書を手にできるようサービスの向上を図っています。 子ども読書活動については「子ども読書活動推進計画」を策定し推進していますが、読み聞かせボランティアの人員が減少し、人材確保が課題となっています。
-----------------------	--

多世代が活躍できる機会の提供による生涯学習基盤の強化

目標達成のための推進事項	具体的な方策
生涯学習推進体制の充実	専門的職員や各種委員への研修機会等を提供しつつ、主体的で充実した生涯学習活動を推進する体制づくりに努めます。
	人生 100 年時代の学びの機会と活躍を支援するため、様々な地域活動の継続的な実施と異年齢・異業種間等の交流を促進します。
地域学校協働活動の推進と学びを支える人材の活用	地域学校協働本部を設置し、地域の人材や団体を活用した多様な活動を継続的に実施し、学校を中心とした特色ある地域づくりを推進します。
	地域コーディネーターの積極的な募集育成に努めるとともに、協働活動への協力と理解を深めるため、活動内容や地域人材の活躍状況等を積極的に発信していきます。
地域課題や住民ニーズに即した講座の開催	高齢者が培った知識・技術・経験を生かして主体的に学び・活躍できる場を確保・提供するとともに、関係機関と連携し「魅力ある幸齢者学級」の充実に努めます。
	国際社会に対応する人材や能力の育成のため、外国語指導助手等との英会話などを通じた交流を推進するよう努めます。

目標達成のための推進事項	具体的な方策
誰もが楽しめる読書環境の整備と事業の充実	季節の行事や時事的な話題などを考慮しながら幅広い分野にわたるテーマの図書展示や情報発信を行ない、本との出会いの場の提供に努めます。
	道立図書館など町外の図書館との相互貸借システムを継続運用する中でサービスの向上を図り、障がいのある方や高齢者のニーズにも応える読書バリアフリーに努めます。
	読み聞かせサークルやブックスタートボランティアの活動支援と人材発掘・育成を図り、各種イベントにより、本に親しむ機会の充実に努めます。
	学校図書室と図書館（移動図書館）が連携・協力し、学校や地域での読書活動や学校図書室の環境整備の充実に努めます。



高齢者サロン交流会による異年齢の交流(昔の遊び体験)



幸齢者学級



図書館まつり・クリスマス会



英会話教室

3 芸術文化の振興

現 状 と 課 題	日常の暮らしの中にゆとりや潤いといった心の豊かさが求められる中、児童生徒芸術鑑賞会や文化講演会の開催により、芸術文化に触れる機会を提供しています。
	芸術文化活動は文化協会加盟団体が中心に行なっていますが、高齢化や担い手不足、団体の会員数の減少が課題となっています。
	地域の芸術文化を伝承し魅力を発信し続けていくため、芸術文化活動を担う人材の育成と環境の整備、自主的な運営体制が必要となります。
	また、芸術文化活動を更に推進させるため、成果を発表する場や機会を提供、団体会員数の増加が重要となります。

これからも体験・鑑賞できる持続した芸術文化活動の推進

目標達成のための推進事項	具体的な方策
芸術文化活動の持続・推進に向けた人材育成	文化団体への支援や助言に努めます。
	後継者などの人材育成のため、学習機会の提供や支援の充実に努めます。
芸術文化活動の推進と充実のための環境整備	文化団体への活動支援や活動成果を発表する機会の提供に努めます。
	他町との連携した活動の推進並びに情報交流に努めます。
	文化団体の自主的な運営体制へ向けての支援に努めます。
	文化の振興に顕著な功績のあった個人・団体を顕彰します。
質の高い芸術文化活動と体験機会の提供	知識や心が豊かになる文化講演会の提供に努めます。
	子供の興味関心の幅を広げる児童生徒芸術鑑賞会の提供に努めます。
	文化団体と協力・連携した体験機会の提供に努めます。



町民文化祭



教育・文化・スポーツ表彰



文化講演会



児童生徒芸術鑑賞会



書道愛好会による書道教室

4 スポーツの振興

現状と課題

少子高齢化及び人口減少に伴うスポーツ人口の減少が続いており、各スポーツ団体構成員の高齢化や指導者不足による組織運営の担い手不足も深刻化しています。また、スポーツ施設の老朽化に伴う維持管理費の増加も大きな懸念材料です。

そうした中、年齢・性別・障がいの有無にかかわらずスポーツに参画できる機会充実のため、行政・学校・家庭・地域・企業等が連携し、スポーツを通じて支えあう共生社会を築くことが重要課題とされています。こうしたことから、誰もが参画できるスポーツ機会を創出するため、指導者の育成と町民のニーズの把握と取組が急務となっています。

町民が継続してスポーツに取り組める環境の充実

目標達成のための推進事項	具体的な方策
生涯スポーツの推進	スポーツに親しむことを目的に行政や関係機関等と連携し、町民の年齢層やニーズに合ったイベントや教室の開催に努めます。
	競技種目の枠組みにとらわれず、多くの町民がスポーツに触れる機会を提供します。
	スポーツ活動において顕著な功績のあった個人・団体を顕彰します。
指導者及び関係団体の育成	スポーツ指導者の技能向上のため、各種研修会への参加機会を提供し、指導者の育成に努めます。
	各スポーツ団体、スポーツ少年団組織に対して、活動しやすい環境づくりの支援に努めます。
	スポーツ推進委員による助言・指導のもと、スポーツ活動の推進や環境改善に努めます。
	近隣町との連携により、指導者間の交流等を進めるとともに、子供たちが適切な指導を受けられる環境整備に努めます。
スポーツ施設の整備充実	学校体育館の活用等により、町民が地域でスポーツに親しめるよう努めます。
	老朽化したスポーツ施設の適切な管理運営のため、計画的な改修・修繕等の措置を図ります。



スイミングスクール



パークゴルフ交流会



ノルディックウォーキング



A E D ・ 心肺蘇生法講習会



町内歩け歩け運動

5 文化財の保存整備・活用

現状と課題

町内の文化財を将来に渡って受け継いでいくためには、保存への取組や調査研究により文化財の内容や価値を整理し、展示等によって地域社会に還元し活用する取組が一層重要となっています。町内には国指定史跡館城跡、天然記念物鶉川ゴヨウマツ自生北限地があり、町指定文化財には鹿子(獅子)舞が指定されています。

館城跡の整備については、藩主御殿の整備を追加することとして、平成 26 年度に作成された整備基本計画の修正を進めており、整備のためには各種調査と社会情勢の変化に合わせた活用方法の検討が必要となります。

天然記念物を含む自然環境の保護や鹿子(獅子)舞のような町指定文化財の振興についても、行政と地域社会が一体となった取組が不可欠であり、その体制づくりが急務となっています。

行政と住民が一体となった文化財の保存・活用の推進

目標達成のための推進事項	具体的な方策
館城跡の保存整備・活用	整備検討委員会をはじめ、専門家や地域住民の意見を踏まえて館城跡保存整備基本計画を修正し、史跡整備を進めます。
	史跡保護のために適切な手段を講じるとともに、構造や歴史上の位置づけを学習する場の整備に努めます。
	整備事業の進展状況と明らかになった館城の姿を積極的に発信しつつ、整備に努めます。
文化財の保存整備及び積極的な活用	厚沢部町鹿子舞交流協議会の活動に対する支援を継続し、地域住民による伝統芸能の継承活動を推進します。
	学校授業への協力や町の歴史・自然と触れ合えるイベントを開催し、文化財に親しむ機会の充実に努めます。
	地域住民や来訪者が文化財と親しめるよう文化財の整備や維持管理を通して、見学環境の充実に努めます。
郷土資料館を中心とした資料の保存・調査研究・活用体制の構築	寄贈資料の受け入れ等を通して、文化財の保存・充実に努めます。
	収蔵資料の整理や研究者に対する資料の公開を通して、文化財の調査研究の進展に努めます。
	郷土資料館講座・企画展示の実施等を通して、文化財の新しい情報を提供する活用事業の実施に努めます。



館城跡保存整備検討委員会



天然記念物鶴川ゴヨウマツ石碑



館城跡現地見学会



小学生郷土資料館見学



鹿子(獅子)舞企画展示

参 考 資 料

令和4年7月29日

第8次厚沢部町教育推進中期計画策定委員会委員長 様

厚沢部町教育委員会教育長 鈴木 聡

第8次厚沢部町教育推進中期計画の策定について（諮問）

飛躍的な技術革新の進展により急激に変化する時代の転換期である今、子どもたちが自らの可能性を認識し、他者と協働しながらしなやかに強くたくましく豊かな人生を切り拓き、生き抜くことのできる確かな力の育成が求められています。

そのため、学校・家庭・地域が連携・協働し、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適で協働的な学びを保障する質の高い教育活動の実現に向けた小中一貫教育環境の整備と、創意と活力あふれる地域の発展及び生涯学習社会をめざした町づくりを推進するため、学校教育・社会教育の融和を図った総合的な第8次厚沢部町教育推進中期計画の策定について、次のとおり諮問いたします。

記

- 1 計画名称 第8次厚沢部町教育推進中期計画
- 2 計画期間 令和5年度を初年度とし、令和9年度を終期目標とする5か年とする。
- 3 諮問理由

当町では令和3年度から10年間にわたる第6次厚沢部町総合計画を策定し、『『好きな』まちに『て』を加え『素敵な』まちに～町民が主役となって進める素敵な過疎のまちづくり～』をテーマとして安全で安心な町づくりを目指しており、教育面では、平成30年度に第7次厚沢部町教育推進中期計画を策定し、これまで町づくりや人づくりの大切な柱として、生涯学習を推進してきました。

この度、第7次厚沢部町教育推進中期計画が令和4年度で終わるのを機に、これまでの推進状況を検証し、学校教育と社会教育の緊密な連携と融和を一層目指した第8次厚沢部町教育推進中期計画を策定することとなりました。

つきましては、「まちの貴重な資源である「人」づくりの充実」を目指し、厚沢部町教育推進の総合的な指針や課題、施策についてご審議いただき、答申くださいますようお願いいたします。

第8次厚沢部町教育推進中期計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 厚沢部町教育推進に関し、学校教育、社会教育それぞれの課題を踏まえながら、総合的な教育推進計画を策定するため、第8次厚沢部町教育推進中期計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、厚沢部町の学校教育、社会教育に関し、中期的な総合計画を審議策定し、厚沢部町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に答申する。

(組織)

第3条 策定委員会は、次の委員をもって組織し、教育委員会教育長が委嘱する。

- (1) 社会教育に係わる委員及び学識経験者
- (2) 学校教育関係職員

(運営)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

- (1) 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出するものとする。
- (2) 委員長は会務を総理する。
- (3) 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(部会)

第5条 策定委員会に部会を設け、委員は次の部会のいずれかに所属する。

- (1) 学校教育部会
- (2) 社会教育部会

2 部会は、部会員のうちから部会長を選出する。

3 部会長は、部会の議長となり部会を掌理する。

(代表者会議)

第6条 策定委員会には、委員長、副委員長及び各部会長による代表者会議を設置し、答申策定内容及び業務の進捗状況について連絡調整する。

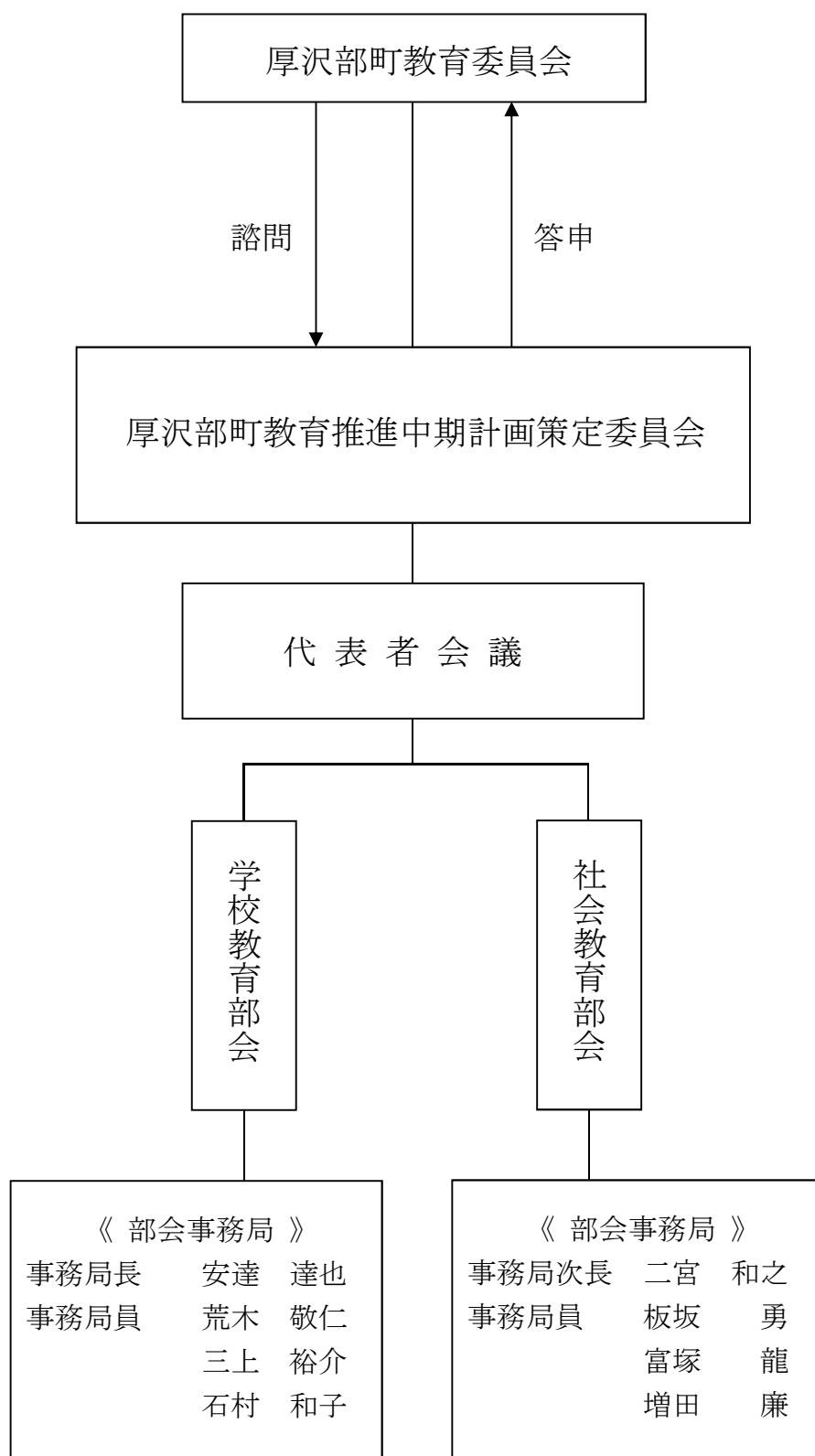
(事務局)

第7条 策定委員会の事務局は、教育委員会事務局に置く。

附 則

- 1 この訓令は、令和4年6月10日から施行する。
- 2 この訓令は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

第8次厚沢部町教育推進中期計画策定委員会組織図



第8次厚沢部町教育推進中期計画策定委員会委員名簿及び事務局

委員長（近藤良信）

副委員長（玉置英樹）

部 会	氏 名	所属・役職	備 考
学校教育 部 会 (5名) 部会長 佐藤 等	玉 置 英 樹	厚沢部中学校長	校長会長
	佐 藤 等	館小学校長	校長会副会長、特支研会長、学校保健会会長、ICT教推委会長
	松 村 浩 良	厚沢部小学校長	校長会事務局長、小体連会長
	安 田 善 紀	鶉小学校長	町教研会長
	加 藤 一 義	厚沢部中学校教頭	教頭会長
社会教育 部 会 (5名) 部会長 中井文夫	近 藤 良 信	社会教育委員長	社会教育関係者
	太 田 滋 子	社会教育副委員長	家庭教育の向上に資する活動を行う者
	細 畑 利 典	社会教育委員	社会教育関係者
	中 井 文 夫	文化協会长	学識経験者
	佐々木 英 明	スポーツ協会长	学識経験者

【事務局】

役職名 (担当部会)	氏 名	所 属
事務局長 (学)	安 達 達 也	教育委員会事務局長 兼総合給食センター長、社会教育主事
事務局次長 (社)	二 宮 和 之	教育委員会事務局主幹
事務局員 (社)	板 坂 勇	教育委員会事務局社会教育係長
事務局員 (学)	荒 木 敬 仁	教育委員会事務局学校教育係主査
事務局員 (社)	富 塚 龍	教育委員会事務局社会教育係
事務局員 (学)	三 上 裕 介	教育委員会事務局学校教育係 兼総合給食センター係
事務局員 (社)	増 田 廉	教育委員会事務局社会教育係
事務局員 (学)	石 村 和 子	教育委員会事務局総合給食センター係主査

第 8 次厚沢部町教育推進中期計画の策定及び審議経過

年 月 日	会 議	審 議 内 容
4. 6. 1 0	事務局会議	・ 第 8 次厚沢部町教育推進中期計画策定委員会設置要綱施行
7. 1	事務局会議	・ 委員の委嘱
7. 8	事務局会議	・ 委員会議案の検討、起案
7. 2 9	第 1 回策定委員会 ○全体会議	・ 委員長、副委員長の選任 ・ 教育長より委員長へ諮問書の伝達 ・ 委員会組織、委員会の部会構成 ・ 計画策定の基本的な考え方について ・ 計画策定の進め方について ・ 計画の形式と内容について
	○第 1 回部会 (学校教育・社会教育)	・ 各部長の選出 ・ 部会の進め方と今後の作業予定について
8. 2 6	○第 2 回学校教育部会	・ 各領域の現状と課題、課題解決のための推進目標、推進事項の検討 ・ 今後進め方と作業予定について
8. 3 0	事務局会議	・ 第 2 回策定委員会の案内状の起案
8. 3 1	事務局会議	・ 社会教育部会の進め方について
9. 2 7	第 2 回策定委員会 ○全体会議	・ 教育推進中期計画策定の基本的な考え方 ・ 町民憲章と教育目標 ・ 町教育推進計画 ・ 学校教育、社会教育推進計画 ・ 各部会での検討事項
	○第 3 回学校教育部会 ○第 2 回社会教育部会	・ 各領域の現状と課題、課題解決のための推進目標、推進事項の検討 ・ 今後進め方と作業予定について
1 0. 3	事務局会議	・ 第 3 回策定委員会の案内状の起案
1 1. 1 0	第 3 回策定委員会 ○全体会議	・ スケジュールの確認
	○第 4 回学校教育部会 ○第 3 回社会教育部会	・ 各領域の現状と課題、課題解決のための推進目標、推進事項の検討
1 2. 1 5	○第 5 回学校教育部会	・ 各領域の現状と課題、課題解決のための推進目標、推進事項の検討
1 2. 2 6	事務局会議	・ 第 4 回策定委員会の案内状の起案
5. 1. 2 3	第 4 回策定委員会 ○全体会議	・ 各章の報告 ・ 審議内容の確認 ・ 答申の予定日
2. 7	◎中期計画の答申	・ 委員長より教育長へ答申書の伝達

令和5年2月7日

厚沢部町教育委員会教育長 鈴木 聡 様

第8次厚沢部町教育推進中期計画策定委員会

委員長 近 藤 良 信

第8次厚沢部町教育推進中期計画の策定について（答申）

令和4年7月29日厚沢部町教育委員会より諮問がありました「第8次厚沢部町教育推進中期計画」（令和5年度より令和9年度を期間とする。）の策定にあたり、厚沢部町民憲章並びに第6次厚沢部町総合計画『『好きな』まちに『て』を加え『素敵な』まちに～町民が主役となって進める素敵な過疎のまちづくり～』の精神を踏まえ、第8次厚沢部町教育推進中期計画策定委員会の全体会議と学校教育部会並びに社会教育部会を開催し、当町の次期5か年の教育推進全般にわたり慎重に審議を重ねてまいりましたので、ここにその策定内容を別冊のとおり答申いたします。

本答申は、厚沢部町教育目標と第7次厚沢部町教育推進中期計画を軸にし、現状の把握と問題点をさぐり、学校教育並びに社会教育の各領域における目標と課題、推進すべき事項について策定したものです。

今後、厚沢部町生涯学習推進のため、本答申が教育委員会をはじめ関係機関並びに各位の生涯学習の指標として、今後の行政施策に十分反映され、厚沢部町教育目標「みんながいきいき暮らすまち」を具現化されることを希望いたします。



第8次厚沢部町教育推進中期計画

令和5年3月

編集・発行 厚沢部町教育委員会